

輸入元国転換等に向けた緊急支援事業実施規程

制定 令和8年3月18日

第1 目的

輸入元国転換等に向けた緊急支援事業の実施は、食料等安定輸入体制確立緊急対策事業補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5輸国第3184号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下、「交付規則」という。）、輸入元国転換等に向けた緊急支援事業実施要領（令和7年12月16日付け7輸国第3504号・7新食第1988号農林水産省輸出・国際局長及び大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下、「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程によるものとする。

第2 補助事業者

本事業の補助事業者は、次に該当する者とする。

事業を行う者は、油糧原料を圧搾又は抽出して食用植物油を製造・販売する事業者（以下、「植物油製造事業者」という。）とする。

第3 事業の内容等

1 事象・品目

交付等要綱別表の区分の2の事業内容の欄の農林水産省輸出・国際局長が定める事象は、令和7年4月3日（日本時間）に発動された米国関税措置、品目は、大豆とする。

2 事業の内容

農産物をめぐる国際情勢の変化に対応するため、植物油製造事業者が大豆（油糧用の輸入大豆をいう。以下同じ。）の輸入元国を切り替える際、大豆を周年にわたり安定供給するため必要となる以下の取組を支援する。なお、（ア）の取組は必ず実施することとする。

輸入元国の切り替えに伴う周年安定供給の取組

（ア）大豆の輸入元国を切り替える際、周年にわたり安定供給するための取組

（イ）（ア）の取組を実施する場合に必要な自社以外のサイロへの一時的な大豆の保管

（補助対象経費）保管料、金利、輸送料、その他諸掛

(ウ) (ア) の取組に付随する新商品開発

(補助対象経費) 人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、試作品の原材料費、分析・検査経費、機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。)等

3 補助対象となる大豆及びその数量

(1) 2の(ア)の取組

(ア) 総合経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算案が閣議決定された令和7年11月28日以降に購入した大豆であること。

(イ) 植物油製造事業者の事業実施期間における、大豆の着荷日及び着荷数量並びに前年同期の着荷日及び着荷数量について、検量検査証、納品書等の証拠書類により確認できること。

(ウ) 事業実施期間における切り替え対象国の大豆の着荷数量のうち、対前年同期から増加した数量とする。ただし、自然災害等やむを得ない事情により数量の増加が困難な場合は、株式会社JTBを通じて、別途農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)(以下、「総括審議官」という。)と協議を行うものとする。

(2) 2の(イ)の取組

(1)の(ウ)の数量を上限とする。

第4 補助対象経費等

1 本事業の補助対象経費等

第3の2の事業の内容のうち(ア)の取組においては、補助対象となる大豆の数量に対象期間ごとに総括審議官が別に定める支援金の額を乗じた額を支援し、それ以外の事業は第3の2に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

2 補助率及び補助金額

本事業の補助率及び補助上限額は、次に掲げるとおりとする。

第3の2の(ア)(イ)の取組

定額(1者あたりの補助上限は(ア)及び(イ)の取組の合計額で1,000百万円)

第3の2の(ウ)の取組

定額(1者あたりの補助上限は96百万円)

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和9年3月1日までとする。

第6 公募、審査および採択

株式会社JTBは、外部有識者、農林水産省職員等で構成する公募選考委員会を設置し、植物油製造事業者を公募により採択するものとする。公募選考委員会は、事業の実施を希望する者から提出された事業実施計画書の内容が適切であるか等について審査を行うものとし、株式会社JTBは公募選考委員会の審査結果をもとに採択者を決定し、提出のあった植物油製造事業者に対し、採択又は不採択の通知をするものとする。

ただし、植物油製造事業者の採択にあたっては、次の（1）から（6）までの要件を必須とし、（7）に該当する場合には加点するものとする。

- （1）事業実施計画が、本事業の目的に照らし、適切なものであり、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- （2）事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （3）事業実施期間中に着荷する切り替え対象国の大豆の数量について、前年同期から5千トン以上増加させる計画になっていること。
- （4）事業終了時に、事業実施期間における、大豆の着荷日及び着荷数量並びに前年同期の着荷日及び着荷数量について、検量検査証、納品書等の証拠書類により確認ができること。
- （5）事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- （6）第3の2の（ウ）の取組をする者は、事業実施期間中に着荷する切り替え対象国の大豆の数量について、5千トン以上増加しなかった場合は、補助金の交付が受けられないことをあらかじめ承諾すること。
- （7）事業実施期間中に着荷する切り替え対象国の大豆の数量について、前年同期から10千トン以上増加させる計画であり、その実現可能性が高いもの。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

植物油製造事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、株式会社JTBに提出するものとする。その際、植物油製造事業者は、事業実施計画書の別添2「環境負荷低減のチェックシート」（以下、「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした当該チェックシートを添付することとする。

2 事業の着手

事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

3 補助金交付の申請

- （1）採択の通知を受けた植物油製造事業者が補助金の交付を受けようとするときは、

別記様式第2号により交付申請書を作成し、事業実施計画及びチェックシートを添えて、株式会社JTBに提出するものとする。

- (2) 植物油製造事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金の仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金の対象仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (3) 株式会社JTBは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、植物油製造事業者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 植物油製造事業者は、(1)の交付申請を取り下げようとするときは、提出した日から15日以内に別記様式第3号により交付申請取下書を作成し、株式会社JTBに提出しなければならない。

4 事業の委託

- (1) 補助事業の一部を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式第1号）別添2に記載するものとする。ただし、委託においては第3の2の（ウ）に限るものとし、本事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等）の委託は認めない。なお、委託して行わせることのできる事業に要する経費は、第3の2の（ウ）の総事業費の5分の1を超えてはならない。
- （ア）委託先が決定している場合は当該委託先
- （イ）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 植物油製造事業者は、事業の委託については、原則として、公募又は相見積もりを取り、その中で最低価格を提示した者の見積もりを積算内訳の根拠とするものとする。公募及び相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。
- (3) 植物油製造事業者は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を補助事業者に帰属させるものとする。
- (4) 植物油製造事業者は、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする

5 契約等

- (1) 植物油製造事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができる。
- (2) 植物油製造事業者は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札

又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

6 事業実施計画の重要な変更

植物油製造事業者は、以下の（1）から（4）に掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式第5号により計画変更承認申請書を株式会社JTBに提出するものとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更
- （4）第3の2の（ア）、（イ）、（ウ）の相互間における30%を超える増減

7 事業の中止または廃止

植物油製造事業者は、事業の中止または廃止を行う場合には、別記様式第5号により事業中止（廃止）承認申請書を株式会社JTBに提出するものとする。

8 事業遅延の届出

植物油製造事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した別記様式第6号により事業遅延届出書を株式会社JTBに提出し、その指示を受けなければならない。ただし、事業遅延の届出においては、第3の2の（イ）及び（ウ）に限るものとする。

9 補助金の支払方法

補助金は原則として精算払とする。ただし、植物油製造事業者からの請求により、必要があると認められる金額については、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。なお、植物油製造事業者が概算払を受けようとする場合は、別記様式第7号による概算払請求書を株式会社JTBに提出しなければならない。

10 補助金遂行状況の報告

植物油製造事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第8号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに株式会社JTBに提出するものとする。

11 事業実施状況の報告

- （1）植物油製造事業者は事業を完了したとき（廃止の承認があったときを含む。）は、

その日から1ヶ月を経過した日又は令和9年3月16日のいずれか早い日までに事業実施計画に準じて別記様式第9号により実績報告書を作成し、1の規定により作成したチェックシートについて、事業実施期間中に実際に取り組んだ内容をチェックシートの該当項目にチェックし、実績報告書と併せて株式会社JTBに提出するものとし、事業の実績については、事業の成果目標に基づき記載するものとする。

- (2) 植物油製造事業者は、別記様式第9号による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 植物油製造事業者は、別記様式第9号による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに株式会社JTBに報告するとともに、株式会社JTBの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 8に該当する植物油製造事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに前項の実績報告書に準ずる実績報告書を株式会社JTBに提出しなければならない。

12 補助金の額の確定等

- (1) 株式会社JTBは、別記様式第9号による実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、植物油製造事業者に通知するものとする。
- (2) 株式会社JTBは、植物油製造事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第8 事業の成果目標

植物油製造事業者の目標年度は、本事業年度とし、成果目標は目標年度における切り替え対象国の大豆の着荷数量の増加量とする。

第9 額の再確定

- 1 第7の12の(1)による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社JTBに対し当該経費を減額して作成し

た実績報告書を提出するものとする。

- 2 株式会社 J T B は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 7 の 12 の (1) に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第 10 交付決定の取消等

- 1 株式会社 J T B は、第 7 の 7 による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 実施規程に基づく株式会社 J T B の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 株式会社 J T B は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 株式会社 J T B は、取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 7 の 12 の (3) の規定を準用する。

第 11 収益納付

- 1 植物油製造事業者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第 11 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 5 月末日までに株式会社 J T B に報告するものとする。ただし、株式会社 J T B は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 株式会社 J T B は、植物油製造事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、株式会社 J T B を通じて国庫へ納付を命じることができるものとする。

- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、株式会社JTBは、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。
- 4 株式会社JTBは、植物油製造事業者より相当の収益の納付があった場合には、農林水産省へ報告後、国庫へ納付するものとする。

第12 補助金の経理

- 1 植物油製造事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 植物油製造事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 植物油製造事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第13 開発された商品・技術の権利の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、株式会社JTBを通じ、国に提出することを条件に、植物油製造事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社JTBを通じ農林水産省へ報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相

当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- 4 植物油製造事業者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に株式会社 J T B を通し、農林水産省と協議して承諾を得ること。

第 14 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 植物油製造事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 3 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 植物油製造事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ株式会社 J T B の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を株式会社 J T B を通じ、国に納付することを条件とすることがある。

第 15 留意事項

補助事業により整備した機器について、事業名・導入年月日を表示（プレートやシール等）すること。

第 16 報告又は指導

株式会社 J T B は、植物油製造事業者に対し、この事業に関して必要な調査、報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 17 守秘義務

植物油製造事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に使用して

はならない。

なお、情報のうち第三者の機密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。